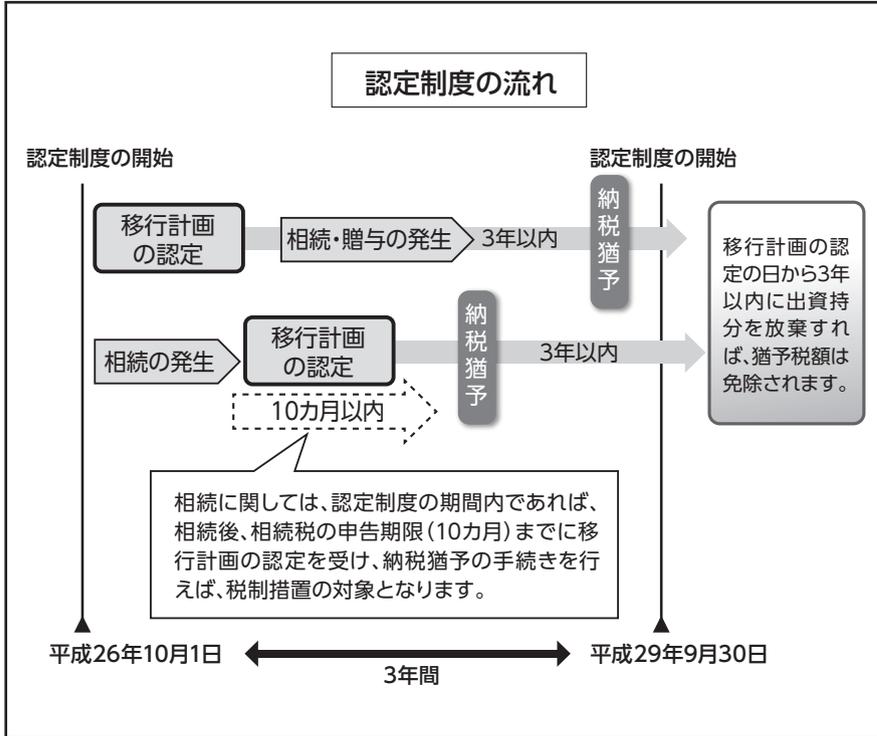


図1 認定医療法人の流れ



持分なしの利点と阻害要因
贈与税の課税と同族意識が
ボトルネックになっている

医療法人が持分なしに移行する最大のメリットは、出資持分の払戻請求を受けなくなることである。これは、医療法人が非営利性を徹

底しながら、安定的かつ継続的な医療提供を行ううえで重要なポイントだ。しかし、16年3月末の段階で全国の医療法人のうち4万601件がまだに持分ありを継続しており、第5次医療法改正以降、約10年間で、持分なしへ移行したのはわずか513法人に過ぎず、ほとんど進んでいないのが実態だ(図1)。

では、なぜ持分なしへの移行が進まないのか。1つ目の理由は、税制上の問題である。持分なしに移行すると、一定の場合を除いて、医療法人に贈与税が課される。持分を放棄すると、出資者の親族などの相続税または贈与税の負担が不当に減少するため、医療法人を個人とみなして贈与税が課税されるからだ。なお、ハードルが高いが、次の要件をすべて満たせば課税を受けることはない。

- ① 残余財産の帰属先が国等の一定の先であること
- ② 運営組織が適正であること
- ③ 役員等のうち親族等の占める割合が3分の1以下であること
- ④ 医療法人関係者に対する特別利益供与が禁止されていること

2つ目は「出資持分を放棄した

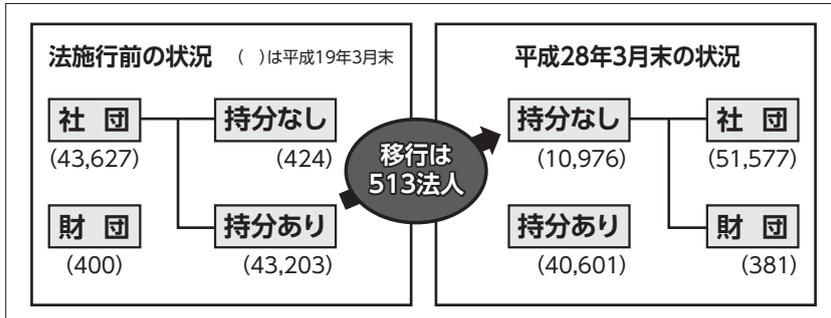
くない」と考える理事長や出資者の存在だ。表の③の要件にもなっているが、医療法人を設立し大きくしてきた創業者のなかには、同族経営を維持したいと考える人が少なくなく、これがボトルネックになっているケースは多い。そのほか、▽出資者が不明である、▽出資者への説得が困難である、▽手続きが煩雑なために、どこから手を付けていいのか分からない――といったことも障壁になっているようだ。

2代目の院長は持分なしへ移行し、理事会を機能させていきたいと考えていたものの、現理事長(初代院長)は同族経営を維持したいために絶対反対。親子の激しい対立で移行できずにいる医療法人から相談を受けたこともある。感情的な問題も含めて、さまざまな阻害要因があるが、持分なしへの移行は今後の法人の行く末を大きく左右するものである。それだけに今後の法人設計をきちんとしたうえで移行の判断を行い、準備に十分な時間をかけて進めていくことが大切である。

持分なしへの移行を促す 新認定医療法人制度が開始

14年の第6次医療法改正で、持分なしへの移行促進のため、3年間の期限付きで「認定医療法人」

図2 持分なしへの移行状況



が制度化された。同制度によって、相続人が持分を相続または遺贈によって取得した場合、その法人が移行計画の認定を受けていれば、移行計画の期間満了まで相続税の納税が猶予され、さらに持分を放棄した場合、猶予税額が免除されることになった。出資者が持分を放棄し、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして他の出資者に贈与税が課される場合も同様である(図2)。

ただし、持分なしに移行した場合、法人側は特定医療法人あるいは社会医療法人レベルの要件を満たさないと贈与税が免除されないため、持分なしへの移行は思うように進まなかった。実際、14年10月の認定医療法人制度の開始から、16年9月までの2年間で認定件数は61件、そのうち持分なしへの移行は13件に留まっている。

そこで、今年10月から認定医療法人が3年間延長となった。最大

のポイントは、運営の適正要件を満たし、持分なし移行後6年間要件を維持していれば、法人側に贈与税を課さないというものだ。

主な運営の適正要件としては、

- ① 法人関係者に利益供与しないこと、
- ② 役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること、
- ③ 社会保険診療に係る収入が全体の80%以上であること――などがあげられる。さらに制度延長に伴って役員数や役員の親族要件、医療計画の記載などの要件も大幅に緩和され、贈与税の非課税対象も拡大された。その背景には、診療所が持分なしへ移行しやすくなる

持分なしへの移行の進め方

持分なしは5つのステップで 出資者への説明が最大の障壁

では、どのような医療法人が持分なしへ移行すれば経営的に有利になるのか。そのための明確な基準はない。そこで、持分なしへ移行した事例から考えていく。

1つ目は、2代目が医師ではないため、持分なしへ移行し、同族

したいという意思があるのだろう。

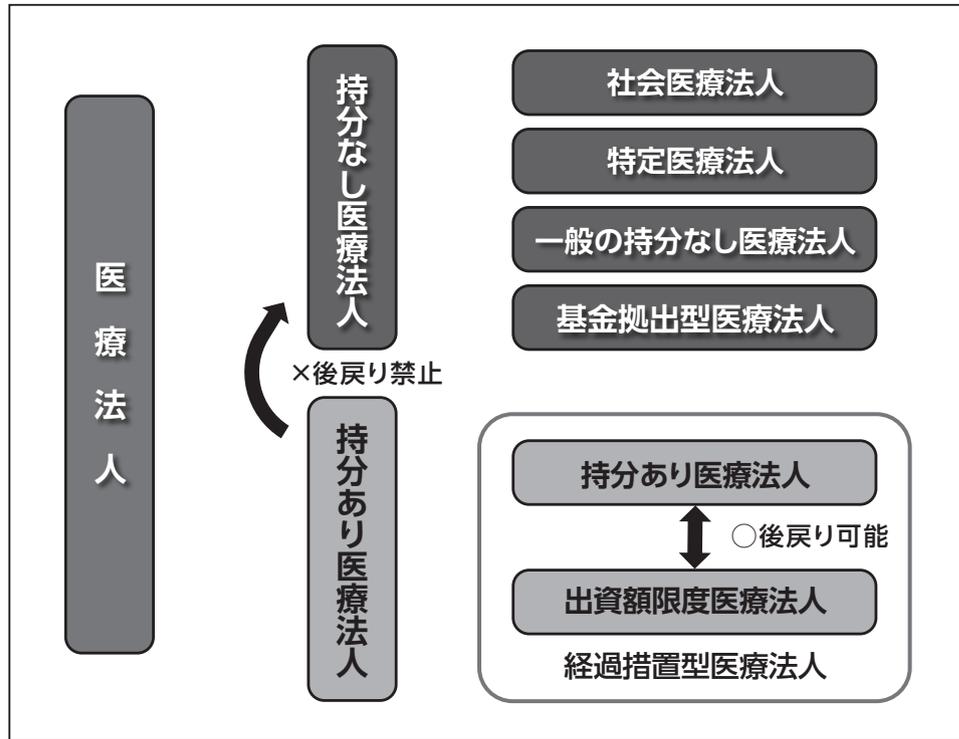
持分なしへの移行について、診療所ではあまり検討されてこなかったように捉えている。11年4月付の四病院団体協議会・日本医師会のアンケート調査によると、「持分なし」に移行する意向があるかという質問に、病院の61・7%、診療所の91・8%が「ない」と回答している。

今年10月からの認定医療法人の延長期間は3年である。持分なしへの移行を検討されている医療法人にとっては、この3年間が大きなポイントと言えよう。

経営からの脱却を初代理事長が決断した法人だ。持分なしへ移行し、理事構成の再編を行うとともに、理事長を外部より招聘し事業承継した事例である。

もう一つは、2代目が医師であり、いずれ理事長として診療所を

図3 現在の医療法人の形態



引き継ぐ予定という法人。それま
でに持分なしへ移行し、相続など
の心配のない形でパトנטタッチし
たいという現理事長の想いがあり、
持分なしへ移行したケースである。
どちらの事例についても共通し

ているのは、事業承継や相続を考
えるタイミングで移行に踏み切っ
ていることだ。今後の法人設計、
地域で果たす役割、法人運営にお
ける理事会・社員総会の位置づけ
を明確にしなが、持分なしへの

移行を検討することが大切だ。
ではどのように検討していけば
いいか。まずは地域での役割、今
後の法人設計を明確化したうえ
で、移行について検討する。ここ
で持分なしへの移行を決めたら、
次のように進めていく。

① 移行検討委員会を立ち上げる

検討メンバーは、社員（理事を
含む）および顧問税理士、顧問弁
護士などで構成すればよい。

② 移行する法人形態の検討と
シミュレーション

現在の医療法人は大きく6形態
に分類され、どれを選択するかに
よって、クリアすべき課題や整え
る体制など大きく異なる。一度持
分なしへ移行すると、その後持分
ありへは後戻りできないので、メ
リットとデメリットを検証したう
えで、慎重な判断が必要だ(図3)

なお、シミュレーション結果に
よっては、持分なしへの移行をや
めるといふ決断もあり得るため、
専門家を交えてきちんと検討して
もらいたい。

④ 出資者への説明と意向確認

①～③のステップを経たうえ
で、出資者への移行の説明と持分
放棄の意向確認を行う。阻害要因

でも触れたが、出資者に持分なし
への移行を説得するのは困難なこ
とも予想され、これが最大の障壁
となる可能性は高い。医療法人そ
れぞれの事情によって異なるが、
納得してもらうためには相手に配
慮した説明を何度も行う必要があ
るだろう。

⑤ 社員総会への報告

持分なしへの移行についての検
討内容を社員総会への報告し、実
際に手続き実務へ入る。

出資者への説明など時間がかか
る準備事項もあるが、新たな認定
医療法人制度を活用する場合、①
～⑤すべてを完了するまでに、3
年という期限がある。各段階で行
わなければならない準備項目を
しっかりと洗い出し、スケジュール
リングして進めていくことが大切
である。

持分なしへの移行は、経営安定
化を図り、地域医療を守っていく
為に非常に大きな意味を持つ。認
定医療法人制度が延長するタイミ
ングでもあり、持分あり医療法人
の理事長（院長）は、是非この機
会に今後の法人設計を今一度検討
し、その中で必要であれば考えて
みてはどうだろうか。